

総務部

代議員総会方針・理事会決定に基づいて、本会運営の執行を総括する。

法人組織の運営強化および会員の拡充を目指し、組織体制の詩エビ、管理機能の充実を図る。

また、本会の特徴である医科歯科一体の活動を効果的に展開するべく、各部との連携・調整の円滑化に努め、医科歯科一体の事業活動の企画。開催等の具体化に繋げる。

組織内外の活動をより活発化するとともに、均衡のとれた予算編成と健全な財政運営に努め安定的な組織運営に寄与する。

保団連や関係諸団体との情報交換、意見交流を通じて、連携・協調を一層深め、さらに患者、道民等へ向けて積極的に本会の主張を発信する。

また、会員サービスの充実に向けて、事務局職員の研修、教育体制を強化し、事務局機能の向上に努める。

1. 組織拡大と機構体制の強化
2. 医科歯科一体を生かした組織運営と今後の活動のあり方に関する検討。各部との連携・調整の円滑化
3. 事務局機能の強化
 - ① 会員サービス向上のための、事務処理機能の改善・強化
 - ② 事務職員のスキルアップに向けた研修・教育体制の充実化
4. 対外活動の展開
 - ① 保団連との連携体制の強化
 - ② 医師会、歯科医師会等の関係諸団体との協調、共同体制の構築
 - ③ 道民、行政機関との対話、アピール活動等

財 政 部

本会は、医療機関の大きな負担となっている消費税損税の抜本的解決を求めてゼロ税率の適用を訴えてきたが、非課税補填方式が採用されることになった。さらに消費税増税分の補填として実施された診療報酬改定は本体が0.41%の引き上げにとどまり、薬価(-0.51%)と材料価格(+0.03%)を合わせると0.07%のマイナス改定であり、医業経営は一層深刻な打撃を受けることは必至である。

こうした状況下、今後も財政部は会員の権利を守り、国民の健康保持増進の基盤となる国民皆保険制度を堅持するための本会活動を財政面から補完し、活動に全力で打ち込めるよう慎重を期し、正確な財務管理を行う。

1. 2019年度活動方針に従い、その財政基盤の確保に努める。
2. 組織部や事業部と協力し、組織拡大による財政強化を図る。
3. 共済部と協力し、共済活動に伴う収益部門の財源維持に努める。
4. 会計処理の透明化及び財産管理の強化と財産の保全のため、会計ソフトを活用し、会計処理業務の更なる強化と効率化を図る。
5. 会員の理解と同意を得られる正確でわかりやすい会計に努める。

事業部

保険診療の改善と充実、保険医の生活安定という目的と生涯教育の一環として、その基礎となる研修会を開催する。さらに、会員相互、家族、従業員の親睦・交流を図るために文化活動やスポーツ活動等の各種行事を企画し実施する。また文化講演会を開催し一般市民も参加できるように努める。組織部と協力し、組織拡大に向けた活動を強化する。

1. 医業経営対策

開業保険医の経営が厳しさを増す現状の中で医業経営、税務対策のあり方について組織部や財政部と協力して研修を行い、時宜に適したテキストを希望者に格安で配布する。また従業員の人材育成を目的に、札幌で接遇・電話マナー講座を実施する。

2. 文化・スポーツ活動

会員相互の親睦を深めることを目的とし、併せて会員家族、従業員も気楽に参加できるようキャンプ旅行や日帰りバスツアー、ボウリング大会や会員忘年会を企画立案し、実施する。

3. 文化講演会

一般市民も参加できるよう、様々な分野から講師を選定して興味ある内容の講演を開催する。

4. 各種チケットの割引販売

北海道日本ハムファイターズや劇団四季等のチケット割引販売を行う。

5. 募金活動

東日本大震災で孤児となった子供たちの長期的な支援を目的に募金活動を行う。

政 策 部

安倍政権は、10月からの消費税増税による社会保障の充実を謳いつつ、自立・自助を強調した予防・健康づくりを推進するとし、医療・年金などの給付抑制や全ての世代にさらに負担を強いる「全世代型社会保障制度」の構築を進めている。

政府は、昨年末の「改革工程表2018」には、2019年度から2021年度の3カ年を「基盤強化期間」と位置付け、国民の医療・介護負担増など61項目の社会保障分野の改革が盛り込まれている。さらに、医療保険では、高齢者の窓口2割負担や受診時定額負担制度などの改悪、介護保険でも保険料の負担増や給付制限などを目論む内容となっている。

国民に社会保障充実を口実に消費税引き上げを迫る一方で、財政赤字や高齢化を理由に社会保障費を削減しようとしている。特に医療においては、医療崩壊を解消するどころか診療報酬を抑制し、医師・歯科医師には長時間労働で安上がりの医療提供を求めている。

政府による社会保障軽視と医療費抑制策は、地域住民の命と健康を脅かすとともに深刻な貧困と格差をも引き起こす。

このような情勢を踏まえ、我々は、地域住民の第一線医療を担う立場から、医療保険制度をはじめとした社会保障のさらなる充実を図り、国民の健康を守るため、国民皆保険制度の根幹を揺るがしかねない医療制度の改悪に断固反対する。そして、国民が安全・安心な医療を受けられるよう「医療費抑制政策中止」「公的医療費の総枠拡大」を求めると共に、以下の諸活動を行う。

- 一、 「新経済・財政再生計画改革工程表」に基づく、患者負担増の諸政策の即時撤回を求める
- 一、 国及び自治体に対し、住民本位の充実した医療・介護提供体制が確保された「地域包括ケアシステム」「地域医療構想」の構築・推進を求める
- 一、 良質な医療や介護を提供し、真の働き方改革を実現するため、大幅な診療報酬・介護報酬の引き上げを求める
- 一、 混合診療解禁に導く選定療養制度の対象拡大に反対し、医療格差をもたらす患者申出療養制度の廃止を求める
- 一、 マイナンバー制度の医療分野等への拡大に反対する
- 一、 医師・歯科医師の裁量権を無視し、医療現場を混乱させる審査、指導・監査体制に反対する
- 一、 消費税増税を中止し、医療へのゼロ税率の適用を求める

研 究 部

2020年4月に予定されている診療報酬改定及び、その他の医療制度改革に関し、情報及び解釈等を会員に迅速、適切に提供すると共に、各種テキストを配布する。また、保険診療に関する会員からの質問、意見に対して適時対応する。

1. 医療保険、介護保険に関する活動

イ、診療報酬への対策

2019年10月に予定されている消費税引き上げにともなう診療報酬改定、および2020年4月の診療報酬改定に向け、情報を会員に速やかに提供し、同時に検討を加える。

ロ、質問や相談への対応

医療保険及び介護保険に関する会員からの質問や相談に、的確かつ迅速に応じ、さらに一部を本会新聞Q&A欄で解説する。

ハ、研修会の開催

本部及び各支部での各種研修会・講習会の実施に協力する。また未組織地区での研修会、事務職員に対する研修会を検討する。

ニ、テキストの発行

保険診療に役立つテキストを発行する。

2. 審査・監査に関する活動

イ、審査改善の活動

不当な査定・減点を防ぐための諸活動を展開する。また、会員の要望、意見を集約し改善に繋げる。

ロ、保険者再審への対応

保険者再審請求の強化に対処し、会員の相談に応じる。

ハ、指導・監査に対する活動

適確な情報を提供し、迅速に対応する。

3. 各種調査の実施

保険診療や診療報酬に関してアンケート等で調査を行い、実態、要望を明らかにして、諸活動に資する。

4. 保団連社保・審査対策部会、審査・指導、監査対策担当者会議への参加

積極的に参加し、保険診療に関する情報を会員に迅速に提供する。

5. その他

イ、他医療団体、患者との意見交換を盛んにし、診療に資する。

ロ、その他、活動方針に沿った諸活動を行う。

広 報 部

1. 代議員総会および理事会決定に基づき、本会の主張・方針を正しく会員に伝達する。
2. 保険医をめぐる医療情勢の変化を迅速かつ的確に報道するために、内容充実に努める。
3. 本会の活動の紹介や情報の提供を迅速かつ柔軟に行い、会員の期待に応え、会員サービスの向上に努める。
4. 北海道保険医新聞では、解説記事を含めたオリジナル記事の掲載や新規企画の立案に、また保険診療研究の充実に努める。
5. 保険診療のテキスト等、刊行物のPRをする。
6. 共済制度の利点をアピールし、組織拡大を目指す。
7. 組織・事業部と協力し、組織拡大号を会員・未入会員に発行し、新規会員獲得に努める。
8. 読者モニター制度を継続し、意見・要望を企画や紙面構成に役立てるよう努める。
9. 保団連新聞部会に積極的に参加し、経験交流を通じて紙面の充実を図る。
10. マスメディア等との交流を通じて、本会の活動をアピールするとともに、一般紙に取り上げるべき記事について要望する。
11. 関連団体との交流や、行政機関への取材を必要に応じて行い、時事情報の取得に努める。
12. ニュースレターの内容充実と体裁の工夫に絶えず気を配り、定期配信を厳守し、配信数の増加に努める。
13. 会員への迅速な情報提供および会員相互の情報発信の場として、ホームページの内容充実と更新等の管理運営に努める。

14. ホームページを活用して、各部および理事者、事務局間の情報連絡・共有を図る。

共 済 部

2019年4月より、三井生命は「大樹生命」へ社名変更を行う。2015年12月の日本生命との経営統合から3年経過し、「再生」から「成長」へとステージ移行に伴い、「三井」の商号が消えることとなる。また、保険医年金においては、日銀のマイナス金利政策のなか、拠出型の商品の特性から、国内債券中心の運用を行っている。保険医年金への期待から一時払の増加基調に対して、現下の運用環境が改善するまでの期間、一時払申込口数上限の引下げを幹事会社から提案されている。

休保制度においては、2018年10月26日に、日米が実質的なFTA（自由貿易協定）の協議入りで合意したことにより、ますますACCJ（在日米国商工会議所）やEBC（欧州ビジネス協会）は、共済への保険会社と同様の規制強化を行うよう、金融庁に圧力をかけている。制度において、給付水準を落とさずに、より加入しやすい状況を作るために、再三、金融庁と交渉を行い、運営の健全性と適切性の向上を目指す。

グループ保険については、最高保障額が4,000万円から6,000万円に上昇した一方、保険料が下がり、加入環境が良くなった状況を一層情報提供し、普及拡大に努める。

勤務医と女性医師・歯科医師の加入拡大は引き続き大きな課題とし、様々な工夫をしながら、会員の福利厚生に寄与するように努める。

1. 団体定期保険

まさかの時の備えに有利な団体定期保険である。無審査で加入でき、病氣中でも継続される有利性と、個人定期保険に比べて大幅に掛け金が安い特徴を広く会員に強調し、普及・拡大に努める。生命保険会社と協力し合い、加入者拡大に努める。

2. 保険医年金

保険医年金は日本有数の私的年金であり、低金利時代においても予定利率は1.259%を維持し、老後の生活設計にとって極めて有利な商品である。

本制度の安全な運営を第一に考え、委託会社をはじめとする生保業界の正確な情報を、機関紙、ホームページ等を通して会員に迅速に提供するように努める。さらに保団連共済部と共に、具体的な制度保全等の情報提供に努め、より一層の充実と普及に努める。

3. 保険医休業保障共済保険

病氣やケガをしたときでも安心して療養できる制度である。会員自らが作り運営する助け合いの制度とし、今日の制度内容を実現した。今後も、組織拡大の柱として十分に期待に応えられる活動を行う。

4. 銀行提携融資制度

本会独自の銀行提携融資制度(北洋銀行、北海道銀行)、保団連の融資制度(みずほ銀行・

クリニックアシスト、三井住友銀行住宅ローン・フリーローン、ソニー銀行住宅融資)を会員に広く伝え、医療経営支援の一助とする。

5. 「ライフプラン講座」の開催

「ライフプラン講座」を開催し、会員に正しい知識と生活に役立つ情報を提供する。また、本会の共済制度の内容理解を仰ぎ、普及拡大に努める。

6. 共済部会、委員会の開催

共済部会を定期的に行い、制度の円滑な運営と保全対策に努める。また、北海道保険医会共済制度運営委員会を開催し、各支部との連携を図りながら制度の普及・拡大に努める。

7. 組織部との連携

組織部と協力して宣伝活動、募集活動を行い、会員拡大および団体定期保険・保険医年金・休業保障共済保険の加入者拡大に努める。

8. 保団連共済部との連携

保団連共済部、休保審査委員会、保団連共済制度運営委員会に積極的に参加し、全国制度の円滑な運営と保全対策に寄与し、さらには得られた情報を会員に提供する。

組 織 部

1. 保団連の組織拡大方針と連携し本会においては、入会者目標を医科 60 名、歯科 60 名とするとともに、退会者数の減少のためにも各部と連携して本会のメリットをアピールする。会員の高齢化が進んでいるため、若手医師、新規開業医、交代後の院長への会員拡大に特に力を入れる。会員拡大のため理事・事務局との連携も強化する。
2. 支部及び未組織における各種研修会、講演会などの事業活動を行い、組織のなご一層の拡大強化をはかる。支部との連携、連絡を尚一層、密にする。
3. 保険医年金、休業保障制度、団体定期保険等の共済制度を通じて、理事・共済部・生命保険会社との連携の下に、未入会員に対する入会勧誘を行う。特に、保険医年金と休業保障制度の募集期間に合わせて、勤務医への入会勧誘を強化する。
4. 道医師会、道歯科医師会、郡市医師会、郡市歯科医師会、その他各種関係団体の協力を得ながら相互理解を深め、組織拡大に努める。
5. 「開業医のための実務セミナー」の開催を通じ、新規開業医を中心とした会員拡大に努める。また、参加者の開業年数、勤務形態等が幅広いことから、ニーズにあったセミナーにするよう努めていく。
6. 各部と協力のもと各種事業を通じ、勤務医に対しても積極的に働きかけを行い、会員拡大に努める。特に研修医などの若手医師に対しても、本会の活動内容や会員のメリットなどへの理解が得られるよう PR 活動の強化を図っていく。
7. 女性部会の活動を通じて研修を行うとともに、医科歯科連携の本会の特徴を宣伝し女性会員の拡大に努める。

歯 科 部

2020年北海道保険医会は創立70周年を迎える。その中で歯科は、1981年に歯科部会として参画し、その後1999年に医科歯科一体となり現在に至っている。

2004年改定で「歯科治療総合医療管理料」が新設され、医科歯科連携が保険診療で評価され、その後も連携に関する様々な評価がなされてきている。本会は医科歯科一体の活動をメリットとし、多くの医師、歯科医師、患者の利益のため、更なる活発な活動を目指し努力する。

歯科部は、歯科医療の充実と発展、国民の口腔における健康増進のため、政府、行政の動向を注視し、歯科医療制度、歯科診療報酬の改善を訴えるとともに、会員の健全な医院経営に役立つ医療・保険情報を迅速に発信することに努める。また、歯科医療において重要なパートナーである歯科衛生士や歯科技工士に関する諸問題について、相互理解と協力関係の構築に努め、改善に向けて積極的に対応していく。

また、超高齢社会がますます進行するなか、道民が地域で安心して暮らしていける歯科医療提供体制を構築していく必要がある。歯科の現状と課題を道民と共有し、医療関係団体等と連携しながら、保険で良い歯科医療の充実を目指して活動を進めていく。

さらに、未入会員に対して、共済制度や各種事業を通じて本会のメリットを訴え、積極的に組織拡大に取り組む。

2019年10月に消費税は10%となることが予定されている。これまで、消費税への対応は診療報酬に一定上乗せされてきたものの、実質的に医療機関が負担する構図が残されている。根本的には、診療報酬で対応するのではなく、税制そのもので解決を図るべきであり、医療機関にとって損税とならない施策を求めていく。

■2019年度事業計画

1. 歯科部の活動体制の強化

- (1) 本会の医科歯科一体の活動方針に則り、各部と連携して各種事業の開催に参画し、積極的に活動を推し進めるよう努める。
- (2) 定期的な「歯科部役員学習会」や研修会を通じて、医療改革における歯科固有の検討すべき課題を明確に把握し、歯科医療政策に関する具体的な理解を深める。
- (3) 歯科医療情勢など歯科固有の問題に関する会員の意見や要望は、歯科独自に対応していきながら、本会の活動に反映させる。
- (4) 保険担当理事を中心に保険診療・歯科診療報酬に対する理解を深め、保険講習会、新聞・HP等で会員への正確な情報伝達に努める。
- (5) 各部との連携を密にし、本会の事業に積極的に参画して、会員に役立つ活動を推し進める。
- (6) 関係する諸機関・諸団体との交流をはかると共に、本会の活動に対し正しい理解が得

られるよう努める。

- (7) 「保険で良い歯科医療を」の運動実現のため、街頭宣伝行動や他団体との交流を積極的に行うと共に、「歯科市民集会」などの一般市民との交流の機会を設け、医療情勢等についての意見交換をする。

2. 医療制度・歯科診療報酬の改善運動

- (1) 「歯科保険診療に関するアンケート」等を実施し、会員の要望に基づいた診療報酬の不合理の解消と歯科技術料の適正評価を目指して、診療報酬の改善を要求する。
- (2) 国民、保険医にとって共に望ましい医療制度について理論構築するために、医療抜本改革に関する学習、研究を重ね、今後の医療制度改革について建設的な提言を行う。

3. 会員の日常臨床向上のための研究活動

- (1) 会員の日常臨床の向上に貢献できるよう「医療安全管理に関する研修会」「施設基準届出に係る研修会」「歯科臨床講演会」を開催する。
- (2) 歯科スタッフセミナーを開催し、窓口業務での基本的な知識、保険診療においてスタッフが知っておくべき事項の解説を行う。

4. 保険診療・制度の理解を促進するための諸活動

- (1) 「歯科保険請求・審査に関する研修会」「出張保険講習会」を開催し、新点数とその解釈、問題点などポイントを絞ってわかりやすく解説。歯科会員の「請求漏れ」「無用な査定・減点」を防ぎ、保険診療の充実を図る。
- (2) 会員が保険診療についての正確な情報を得られるよう「北海道保険医新聞」「ニューズレター」「ホームページ」に最新の保険診療・医療情報を掲載する。
- (3) 歯科会員からの質問に対し迅速に対応し、会員の日常診療の円滑化を図る。

5. 会員の権利と経営を守る諸活動

- (1) 審査、指導などに対する個別相談をさらに充実させ、よりきめ細かな対応を行う。
- (2) 「開業医のための実務セミナー」を開催し、医院経営の安定化を支援する。

6. 広報活動の充実

- (1) 「北海道保険医新聞」「ニューズレター」「ホームページ」の内容充実をはかり、会員に医療情勢の変化を迅速かつ正確に伝達するよう努める。
- (2) 会員の意見を積極的に新聞紙面やホームページに反映させるよう努める。

7. 組織拡大と地域活動

- (1) 開業医のための実務セミナーを開催し、開業前後の会員・未入会員の医療管理・保険診療をサポートするとともに、歯科会員拡大につとめる。
- (2) 組織部とともに「歯科地域懇談会」を開催し、地域の歯科会員の要望を汲み上げ、

懇親をはかると共に、未組織地域の組織化に努める。

- (3) 広報部とともに北海道保険医新聞の会員拡大号を企画・編集して未入会員にも配布し、会員拡大をはかる。
- (4) 歯科部内で会員拡大に対する有効な対策を協議すると共に、歯科系大学への「出張保険講習会」等、勤務医対策についても積極的に取り組む。
- (5) 本会の支部活動に会員が積極的に参加できるよう環境整備に努める。
- (6) 支部研修会に参加し、支部歯科会員に対し審査、指導、歯科情勢に関する情報提供を行う。
- (7) デジタル媒体を積極的に活用し、広く会員への情報伝達に役立てると共にその時代に即した利用方法を実践する。